

重要事項のご説明

この書面では自動車保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券・保険契約継続証とともにお届けします。事前に必要場合は、取扱代理店または当社までお申出ください。保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※保険申込書・継続確認書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。
※普通保険約款・特約は、当社ホームページで閲覧(Web約款)いただくこともできます^(注)。
(注)一部のご契約を除きます。

この書面の構成

契約概要のご説明

2～5
ページ

- 商品の仕組みおよび引受条件等
- 保険料
- 保険料の払込方法について
- 満期返れい金・契約者配当金
- 解約返れい金の有無

注意喚起情報のご説明

6～8
ページ

- ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)
- 告知義務・通知義務等
- 補償の開始時期
- 保険金をお支払いしない主な場合等
- 保険料の払込猶予期間等の取扱い
- 解約と解約返れい金
- 保険会社破綻時等の取扱い

その他のご説明

9～13
ページ

- ご契約時にご注意いただきたいこと
～注意喚起情報のほかご注意ください～
- ご契約後にご注意いただきたいこと
～注意喚起情報のほかご注意ください～
- 事故が起こった場合の手続
- 車両保険のお支払対象となる事故の範囲
- フリート契約、販売車・受託車契約等、団体扱・集団扱契約
- 個人情報の取扱いについて
- 主な特約の概要

『クルマの保険・ドライバー保険』について

14、15
ページ

『クルマの保険・ドライバー保険』をご契約いただく場合に固有の重要事項についてご説明しています。

ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
※ご契約後は、この書面を保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は**普通保険約款・特約**等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

自動車の保険には、法律で加入が義務づけられた強制保険(自動車損害賠償責任保険)と任意にご加入いただく任意保険の2つがあります。当社が取り扱う自動車保険(任意保険)は4種類で、自動車の事故に関する「相手への賠償」「おケガの補償」「お車の補償」など、お客さまのカーライフをサポートする補償をご用意しています。基本となる補償は下表のとおりです。基本となる補償は保険種類により異なりますので十分ご確認ください。

基本となる補償	保険種類 (約款名称)	クルマの保険・ 家庭用 ^(注1)	クルマの保険・ 一般用	自動車保険・ 事業用	クルマの保険・ ドライバー保険 ^(注2)
		(家庭用自動車総合保険)	(一般自動車総合保険)	(事業用自動車総合保険)	(自動車運転者損害賠償責任保険)
1 相手への賠償	対人賠償保険 対物賠償保険	○ ○		○ ○	○ ○
2 おケガの補償	人身傷害保険	○		○	×
3 お車の補償	車両保険	○		○	×

○: 必ずセットされます。
○: 任意にセットできます。ただし、「クルマの保険・一般用」、「自動車保険・事業用」および「クルマの保険・ドライバー保険」の場合は次のとおりです。
<「クルマの保険・一般用」および「自動車保険・事業用」>
対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つを、必ずセットしてご契約いただきます。
<「クルマの保険・ドライバー保険」>
対人賠償保険または対物賠償保険のいずれか1つを、必ずセットしてご契約いただきます。また、対人賠償保険、自損傷害保険および無保険車傷害保険はあわせてセットいただきます。
×: セットできません。
(注1) クルマの保険・家庭用のご契約の対象となる自動車の用途車種は自家用8車種に限りま。
(注2) クルマの保険・ドライバー保険」は運転免許をお持ちで自動車をお持ちでない方のための保険です。■ クルマの保険・ドライバー保険」について (14ページ)をご参照ください。

(2) 補償内容

基本となる補償について、保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。保険金をお支払いしない主な場合については、[注意喚起情報のご説明](#)の「4.(1) 保険金をお支払いしない主な場合」(7ページ)をご参照ください。また、補償される運転者の範囲を設定(運転者の限定、運転者年齢条件の設定)することができます。
[注意喚起情報のご説明](#)の「4.(3) 補償される運転者の範囲」(8ページ)をご参照ください。

基本となる補償		保険金をお支払いする主な場合
1 相手への賠償	対人賠償保険	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ 保険金額 を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、 自賠責保険 等により支払われるべき金額を超える部分に限りま。
	対物賠償保険	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、 保険金額 を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、 免責金額 を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。
2 おケガの補償	人身傷害保険	ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、損害 ^(注1) について、被保険者1名につきそれぞれ 保険金額 を限度 ^(注2) に人身傷害保険金をお支払いします。 ^{(注3)(注4)} (注1) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。 (注2) 保険金額が無制限以外のご契約で、無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合で、十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。ただし、被保険者の同居の父母が賠償義務者となる場合等は保険金額を限度とします。なお、無保険車とは対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。 (注3) 相手の方からの賠償金や、労働者災害補償制度等による給付を受け取っている場合等は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。 (注4) クルマの保険・一般用および「自動車保険・事業用」では、ご契約のお車の運行に起因しない事故(ご契約のお車に搭乗中に八丁に刺された等)による損害については、保険金をお支払いしません。ただし、ご契約のお車が運行しているときの、飛来・落下中の物との衝突、火災・爆発またはご契約のお車の落下による損害については、保険金をお支払いします。
3 お車の補償	車両保険	衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から免責金額を差し引いた額 ^(注) について、 保険金額 を限度に車両保険金をお支払いします。 (注) 全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。

※1 上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち**保険金としてお支払いするものがあります**。また、**被保険者を基本となる補償ごとに定めています**。保険金および被保険者の詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。
※2 対物賠償保険の保険金額が10億円を超える金額(無制限を含みます)で設定されたご契約については、ご契約のお車に危険物を業務として積載すること、または危険物を業務として積載した被けん引自動車けん引することにより、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合は、10億円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。
※3 対物賠償保険の保険金額が10億円を超える金額(無制限を含みます)で設定されたご契約については、他人の航空機に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合は、10億円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。

(3) セットされる特約

ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)と、ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)があります。主な特約については、[その他のご説明](#)の「7. 主な特約の概要」(12ページ)をご参照ください。

(4) 保険期間

保険期間は1年間です。また、1年超の長期契約や1年末満の短期契約もご契約可能です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書・継続確認書の保険期間欄にてご確認ください。なお、継続手続特約によりご契約が自動的に継続される場合があります。また、取扱代理店または当社にご通知ください。
※自動車保険・事業用の場合、ご契約いただける保険期間には、ご契約内容等に応じて制限があります。

(5) 引受条件

① 保険金額の設定

補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。なお、お客さまが実際にご契約いただく**保険金額**については、保険申込書・継続確認書の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

② 記名被保険者およびご契約のお車を所有する方(車両保険の被保険者)について

記名被保険者の選定について	記名被保険者は、対人・対物賠償保険や人身傷害保険の被保険者の範囲時を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方 ^(注1) 1名を選定して保険申込書・継続確認書にご記載ください ^(注2) 。なお、保険期間中途中で記名被保険者を変更される場合は、取扱代理店または当社にご通知ください。 (注1)「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。 (注2)主に法人で使用するお車の場合は、使用される法人を記名被保険者としてください。
ご契約のお車を所有する方について	ご契約のお車を所有する方は、車両保険金を受け取る方になります。自動車検査証等の所有者欄をご確認のうえ、ご契約のお車の所有権を有する方のお名前を保険申込書・継続確認書にご記載ください。なお、ご契約のお車を所有権留保条項付売買契約により売買されている場合またはリース契約により賃借されている場合は、保険申込書・継続確認書の「所有権留保・リース」欄に○印をお付けください。

2. 保険料

保険料は、お客さま(運転者)の事故発生状況による要素(等級等)、記名被保険者の年齢による要素、ご契約のお車による要素(用途車種、型式、初度登録後経過年数、お車の装備・装置等の有無等)およびご契約条件による要素(補償範囲、保険金額、運転者年齢条件等)から決定されます。具体的には、等級別料率制度、記名被保険者年齢別料率区分、型式別料率区分を課料制度、各種保険料の割引・割増制度が適用され、保険料が決まります。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書・継続確認書の保険料欄にてご確認ください。

(1) 等級別料率制度

「クルマの保険・家庭用」および「クルマの保険・一般用」では、1〜20等級の区分によって保険料が割引・割増される制度(注1)(注2)が採用されています。この制度では保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および**事故有係数適用期間**が決定されます。

(注1)ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

(注2)「クルマの保険・ドライバ―保険」との間では、等級および事故有係数適用期間は継承されません。

① 初めてご契約される場合の等級および事故有係数適用期間

- 初めてご契約される場合は、6等級(S)となり、運転者年齢条件に応じた割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
- すでに自動車保険(他の保険会社または共済)をご契約を含みます。を、ご契約いただいております。2台目以降のお車について初めてご契約される場合(注1)で、次の条件をすべて満たしているときは、7等級(S)となり、運転者年齢条件に応じた割増率が適用されます(「セカンドカー割引(複数所有新規)」。また、事故有係数適用期間は0年となります。

<セカンドカー割引(複数所有新規)の適用条件(注2)>

- 1台目のご契約の等級が11等級以上であること。(注3)
- 1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途車種が、いずれも自家用8車種またはいずれも自家用二輪自動車であること。
- 2台目以降のご契約の記名被保険者が、1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族であり、かつ個人であること。
- 2台目以降のご契約のお車の所有者が、1台目のご契約のお車の所有者または1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者もしくはそれらの方の同居の親族であり、かつ、個人であること。

<2012年10月1日〜2013年9月30日始期契約>

等級	運転者年齢条件		運転者年齢条件特約の対象				運転者年齢条件特約の対象外
	6等級(S)(注6)	7等級(S)	年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	35才以上補償(注4)	
割増率(注5)			割増25%	割増10%	割引5%	割引5%	割増なし
			割引10%	割引15%	割引28%	割引28%	割引28%

<2013年10月1日以降始期契約>

等級	運転者年齢条件		運転者年齢条件特約の対象				運転者年齢条件特約の対象外
	6等級(S)	7等級(S)	年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	35才以上補償(注4)	
割増率(注5)			割増28%	割増3%	割引9%	割引9%	割増4%
			割引11%	割引11%	割引40%	割引40%	割引39%

(注1)ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。

(注2)「セカンドカー割引(複数所有新規)」を適用してご契約した後に、1台目のご契約の継続前のご契約が解約または解除された場合や事故件数に数える事故として取り扱う場合等により「セカンドカー割引(複数所有新規)」の適用条件を満たさなかった場合には、ご契約の等級を6等級(S)に修正し、追加保険料を請求いたしますので、ご了承ください。

(注3)当社のご契約で保険期間が1年超のご契約の場合は、取扱いが異なります。

(注4)「クルマの保険・一般用」では「35才以上補償」は設定できません。

(注5)一部の補償については、割増率が適用されません。

(注6)事故有係数適用期間が1〜6年となる場合は、<2013年10月1日以降始期契約>の割増率が適用されます。

② 継続してご契約される場合の等級および事故有係数適用期間

a. ご契約の始期日が2012年10月1日〜2013年9月30日の場合

次の「[等級の決定方法]」により継続契約の等級が決定されます(注1)。<表①>2012年10月1日〜2013年9月30日始期契約>(4ページ)の割増率が適用されます。事故有係数適用期間は、原則、継続前のご契約の事故の有無にかかわらず0年(注2)となります。

b. ご契約の始期日が2013年10月1日以降の場合

次の「[等級の決定方法]」および「[事故有係数適用期間の決定方法]」により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます(注1)。事故有係数適用期間が0年となる場合は、<表②>2013年10月1日以降始期契約>(4ページ)の「無事故」の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間が1〜6年となる場合、その期間中は<表②>2013年10月1日以降始期契約>(4ページ)の「事故有」の割増率が適用されます。

【等級の決定方法】

継続前のご契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、継続前のご契約の保険期間が1年ととき(注3)(注4)、継続契約の等級は次のとおり決定されます。

継続前のご契約の事故の区分(注5)	継続契約の等級
無事故／ノーカウント事故のみ	継続前のご契約の等級から「1つ」上がります。
3等級ダウン事故	継続前のご契約の等級から事故件数1件につき「3つ」下がります。
1等級ダウン事故	継続前のご契約の等級から事故件数1件につき「1つ」下がります。
等級すえおき事故	継続前のご契約の等級と同一となります。

【事故有係数適用期間の決定方法(注6)】

継続前のご契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、継続前のご契約の保険期間が1年ととき(注3)(注4)、継続契約の事故有係数適用期間は次のとおり決定されます。

○継続前のご契約に3等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「1年」を、継続前のご契約の事故有係数適用期間に加算します。(注7)	○保険期間が1年を経過することにより、保険金をお支払いする事故の有無にかかわらず「1年」を減算します。ただし、継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は「1年」を減算しません。○事故有係数適用期間の上限は「6年」とし、下限は「0年」とします。
--	--

※継続前のご契約の解約する日ご取扱代理店や引受保険会社の休業日に該当したために解約手続が遅れた等の理由により、継続契約の始期日が「継続前のご契約の満期日または解約日の前日か過去7日以内の日」となった場合は、保険期間中事故発生であっても、継続契約の等級および事故有係数適用期間は継続前のご契約の等級および事故有係数適用期間と同一となります。継続契約の始期日より継続前のご契約の満期日までが期間、補償内容が同様の保険契約である場合、補償が重複することがあります。

(注1)次の場合には、継続手続がなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を修正いたします。なお、等級、事故有係数適用期間の修正によって割増率の決定となる場合には、追加保険料の請求または保険料の返還を行いますので、ご了承ください。

●新長期保険料引当金特約をセットした長期契約の場合は、引当金年度に際して変更される等級、事故有係数適用期間を同様に修正し、保険料の変更、追加保険料の請求または保険料の返還を行います。

●事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合(事故件数として数えません)。

●継続前のご契約の保険期間中に発生した事故のうち、その報告がされていなかった事故について、通知および保険料請求を受けた場合(その事故を継続前のご契約の事故として取り扱います)。

●継続前のご契約が解除された場合、等

(注2)次の場合には、事故有係数適用期間が1〜6年となり、その期間中は<表②>2013年10月1日以降始期契約>(4ページ)の「事故有」の割増率が適用されます。

継続前のご契約の始期日	事故有係数適用期間の取扱い
2012年10月1日以降	・3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があったご契約を、保険期間の途中で解約(解除された場合を含みます。)し、新たにご契約いただく場合 ・3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があったご契約が1年未満のご契約を、継続前のご契約として継続される場合
2012年9月30日以前	・3等級ダウン事故があった「満期日2013年10月1日」以降となる 新長期保険料引当金特約をセットした長期契約(注1)以外の保険期間が1年超のご契約を、保険期間の途中で解約(解除された場合を含みます。)し、新たにご契約いただく場合 ・2012年10月1日以後に満期日当日のある保険年度において3等級ダウン事故があった「満期日2013年10月1日」以降となる 新長期保険料引当金特約をセットした長期契約(注1)を、保険期間の途中で解約(解除された場合を含みます。)し、新たにご契約いただく場合

(注3)保険期間が1年超のご契約の場合、取扱いが異なります(同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、保険期間1年のご契約を継続する場合より等級が高くなることや事故有係数適用期間が高くなることとなります)。

●新長期保険料引当金特約をセットした長期契約の場合は、各保険年度内の事故内容および事故件数に応じて、その保険年度以降に適用される等級および事故有係数適用期間を、保険期間が1年のご契約の「等級別料率制度」の取扱いに準じて特約に定めるところにより見直します(各保険年度以降の保険料は、変更後の等級および事故有係数適用期間に応じて「(注6)継続してご契約される場合の等級および事故有係数適用期間」の<表②>2013年10月1日以降始期契約>(4ページ)の「無事故」の割増率または「事故有」の割増率が適用します)。

(注4)保険期間が1年未満のご契約の場合は、取扱いが異なります。

(注5)事故の区分は<等級別料率制度における事故の取扱い>(4ページ)をご参照ください。

(注6)継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用している他、他の保険会社または共済とご契約の場合で、「継続前のご契約」より前のご契約が次の条件をすべて満たしているときは、継続前のご契約を「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用しているものとみなして、継続契約の事故有係数適用期間が決定されます。

●継続契約の始期日を遡って過去13か月以内に満期日、解約日または解除日があること

●無事故・事故有、別の等級別料率制度を採用している保険会社または共済とのご契約であること

<表①>2012年10月1日〜2013年9月30日始期契約>

等級	割増										割引									
	1(注1)	2	3	4	5	6(注2)	7(注3)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20(注4)
割増率(注5)(注9)	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63

<表②>2013年10月1日以降始期契約>

等級		割増										割引									
		1(注1)	2	3	4	5	6(注2)	7(注3)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20(注4)
割増率(注5)(注9)	無事故	始期日2013年10月1日〜2014年9月30日	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59
		始期日2014年10月1日〜2015年9月30日																			
		始期日2015年10月1日〜																			
事故有		始期日2013年10月1日〜	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	44

(注7)所定の条件をすべて満たしている場合は、「1等級連続事故契約割増」が適用されます。(注4)保険料の割引・割増制度(注5ページ)をご参照ください。

(注8)所定の条件をすべて満たしている場合は、「長期優良割引」が適用されます。(注4)保険料の割引・割増制度(注5ページ)をご参照ください。

(注9)一部の補償については、割増率が適用されません。

【具体例1】18等級で無事故であった場合の等級、事故有係数適用期間および割増率の適用方法

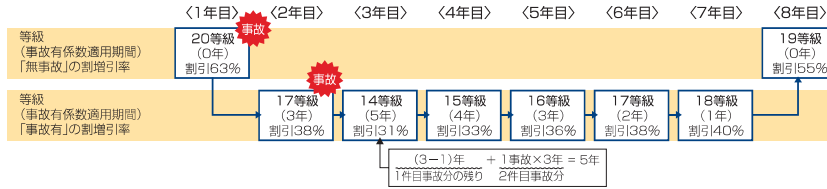


左の具体例の割増率(注8)は「(1年目)を2012年10月1日〜2013年9月30日始期契約を前提として記載しています。(注)2012年10月1日現在の等級別料率制度における割増率であり、将来変更となる場合があります。

【具体例2】20等級で3等級ダウン事故が1件あった場合の等級、事故有係数適用期間および割増率の適用方法



【具体例3】20等級で3等級ダウン事故が1件、翌年にも3等級ダウン事故が1件あった場合の等級、事故有係数適用期間および割増率の適用方法



<ご契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に継続契約がない場合、またはご契約が解除された場合>

- 原則、継続前のご契約の等級を継承できませんが、継続前のご契約の等級が1〜5等級または6等級(F)(ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故内容、事故件数等により決定された等級とします。)の場合は、継続前のご契約の満期日、解約日または解除日の翌日から13か月以内の日を始期日とする継続契約に継続前のご契約の等級が継承されます。
- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が継承されます。(注)

(注)継続前のご契約の保険期間が1年の場合であっても、事故有係数適用期間の減算はありません。なお、継続前のご契約の保険期間が1年超のご契約の場合は、取扱いが異なります。

<等級別料率制度における事故の取扱い>

等級別料率制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には事故内容により次の①〜③の区分となります。

① 3等級ダウン事故

下記の「② 1等級ダウン事故／等級すえおき事故」および「③ ノーカウント事故」に該当しない事故をいいます。

② 1等級ダウン事故／等級すえおき事故(注1)

支払われる保険金が普通保険料等車両条項の車両保険金(注2)のみである場合の事故(注3)で、かつ、損害の原因となった事故が次のいずれかに該当する場合の事故をいいます。(注4)

<損害の原因となった事故>
○火災・爆発(飛来物もしくは落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくはは墜落によって生じた火災・爆発を除きます。爆発には、他物の爆発による爆発を含みます。) ○盗難 ○騒ぎよう、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ○台風、竜巻、洪水・高潮 ○落着、いたずら(ご契約のお車の運行によるものおよびご契約のお車と自動車の衝突または接触によるものを含まず。)
○窓ガラス破損(飛来物もしくは落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくはは墜落によって生じた窓ガラス破損を除きます。)(注5)
○飛来物または落下中の他物との衝突 ○その他偶発的な事故(他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくはは墜落を除きます。)

(注1)1等級ダウン事故／等級すえおき事故の区分は次のとおり取り扱います。

継続前のご契約の始期日	継続前のご契約の1等級ダウン事故／等級すえおき事故の取扱い
2012年10月1日以降	「1等級ダウン事故」として取り扱います。
2012年9月30日以前	「等級すえおき事故」として取り扱います。

(注2)普通保険料等車両条項第6条(費用)の車両保険金を除きます。

③ ノーカウント事故

支払われる保険金が次のいずれかの保険金のみである場合の事故、またはこれらの組み合わせのみである場合の事故は事故件数に数えません。(注)

普通保険約款の保険金	人身傷害保険金、無保険車傷害保険金、普通保険約款車両条項第6条(費用)の車両保険金
特約の保険金	車度後遺障害補償特約、ケアサポート費用特約、無保険車傷害(入通院・2区分)特約、搭乗者傷害(入通院・5区分)特約、搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約、搭乗者傷害(入通院・1区分)特約、地震・火災・津波(車両全損時定額払)特約、代車費用特約、連絡・搬送・引取費用特約、緊急時支援費用特約、車手荷物補償特約、ファミリーバイク(人身傷害)特約、ファミリーバイク(人身傷害)特約、自動車事故弁護士費用特約、弁護士費用特約、日常生活賠償特約(保険金・無制限)、搭乗者傷害事業主費用特約にかかわる保険金

(注)車両保険無失火事故特約をセットした場合で、同特約に定める条件を満たすときは、上記に該当しない事故であってもノーカウント事故として取り扱います。ただし、始期日が2012年10月1日以降のご契約において、新車特約、車両全損(70%)特約または車両追修理費用特約にかかわる保険金が支払われる場合を除きます。

(2) 記名被保険者年令別料率区分

『クルマの保険・家庭用』および『クルマの保険・一般用』では、記名被保険者が個人で、運転者年令条件特約をセットし、運転者年令条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」(注1)でご契約した場合は、始期日時点の記名被保険者の年令に応じた記名被保険者年令別料率区分の保険料が適用されます。(注2)

運転者年令条件	記名被保険者年令別料率区分	
	クルマの保険・家庭用	クルマの保険・一般用
26才以上補償	29才以下	29才以下 (注3)
	30～39才	30～39才 (注4)
	40～49才	40～49才
	50～59才	50～59才
	60～69才	60～69才
	70才以上	70才以上

(注1)『クルマの保険・一般用』では「35才以上補償」は設定できません。

(注2)保険期間は1年超のご契約の場合、登録年度以降の保険料は各保険年度の始期日・当日時点の記名被保険者の年令に応じた記名被保険者年令別料率区分の保険料が適用されます。

(注3)記名被保険者が29才以下の個人・事業主で実際ににお車を運転する方が35才以上の場合等がこの区分に該当します。

(注4)記名被保険者が30才以上34才以下の個人・事業主で実際ににお車を運転する方が35才以上の場合等もこの区分に該当します。

※1 運転者年令条件については、「[注意喚起情報のご説明](#)」の「4. (3) 補償される運転者の範囲」(8ページ)をご参照ください。

※2 記名被保険者年令別料率区分は保険料算出の区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。

(3) 型式別料率クラス制度

① 型式別料率クラス制度とは

目家用(普通・小型)乗用車の保険料について、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは、1～9クラスの9段階(注2)で、補償の種類(対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに決定されます。(注)数値が大きければ保険料が高くなります。

② 型式別料率クラスの見直し

直近の事故発生状況を反映し、より適正かつ公平な保険料負担とするために、毎年1回、1月1日付で「型式別料率クラスの見直し」を行います。具体的には、事故の少ない型式は1クラス低いクラスへ、事故の多い型式は1クラス高いクラスへ変更します。したがって、クラスが変更された型式のお車の継続契約では、ご契約の事故の有無にかかわらず保険料が変更となります。クラスが変更となる補償の種類や数により異なりますが、最大で約20%の保険料アップまたはダウンとなります。

(4) 保険料の割引・割増制度

次の保険料の割引・割増等が適用されます。ただし、補償・特約によっては割引・割増が適用されない場合があります。

区分	割引・割増等の名称	割引・割増等が適用される場合
運転者の範囲	運転者本人・配偶者限定割引	運転者本人・配偶者限定特約をセットする場合
	運転者家族限定特約割引	運転者家族限定特約をセットする場合
安全運転	ゴールド免許割引(注1)	始期日時点で有効な記名被保険者の運転免許証の色がゴールドの場合
	長期無事故割引(注2)	過去1年以内に20回超の交通事故がなく、過去1年以上事故有償補償期間が保っており、かつ過去1年間に3回超の交通事故または「等級ダウン」(注3)が発生していない場合で、ご契約に2年連続記録したとき(注4)(注5)
	1等級連続事故契約割増(注6)	継続前のご契約に1等級が適用されており、かつ、次のいずれかに該当する場合で、ご契約に1等級が適用されること(注5) ・継続前のご契約に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生している場合 ・継続前のご契約に1等級連続事故契約割増が適用されている場合
	新車割引	ご契約のお車が目家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、ご契約の始期日が初年度登録(初年度検査)から30日以内である場合(注7)
お車の経年数	新車割引	ご契約のお車が目家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、ご契約の始期日が初年度登録(初年度検査)から30日以内である場合(注7)
お車の装備・装備等	福祉車両割引 ヒルクライマー割引	ご契約のお車が指定の基準を満たす福祉車両(補助装置が装備された福祉目的車両)の場合 ご契約のお車が1輪自動車、原動機付自転車または農作業用自動車以外で、ヒルクライマー(注8)が装備されている場合

(注1)『クルマの保険・家庭用』の場合のみ適用されます。

(注2)『クルマの保険・家庭用』の場合、または『クルマの保険・一般用』でのご契約のお車が目家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合に適用されます。

(注3)始期日が2012年9月30日以前のご契約において、等級プロテクト特約により等級さえおき事故として取り扱う事故を含みます。

(注4)継続前のご契約の保険期間が1年超の場合または1年末満の場合は、割引の適用条件が異なることがあります。
(注5)新車原価保険料割引特約をセットした長期契約の場合は、各保険年度ごとに適用条件を判定します。

3. 保険料の払込方法について

■ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。(現金により払い込むことも可能です。)ただし、ご契約内容によりご選択いただける払い込方法があります。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替、クレジットカード(登録方式)	○(注)		○
払込票払、請求書払	×	×	○

(注)第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替およびクレジットカード払(登録方式)の場合は年払に比べて5%、直接集金の場合は10%の割増が適用されます。また、所定の条件を満たすご契約の場合、より少ない割増での分割払または割増を適用しない分割払でご契約できることがあります。

■その他の保険料払込方法として、保険契約者の勤務する企業等を通じて保険料を集金する団体扱や集団扱もあります。ただし、団体扱および集団扱による保険料の払込みにあたっては、保険契約者、記名被保険者およびご契約のお車に関する一定の条件を満たす必要があります。[その他のご説明](#)の「5.(3) 団体・集団扱契約」(11ページ)をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。ただし、満期精算型払戻金特約をセットした長期契約をご契約いただいた場合、保険期間が満了し保険料全額の払込みが完了しているときには、満期日の前々月の応当日までに発生した事故の件数(注2)に応じて、満期払戻金をお支払いします。

(注)事故件数が3件以上の場合、満期払戻金はありません。なお、3等級ダウン事故については1回の事故につき事故件数1件とし、1等級ダウン事故については2回の事故につき事故件数1件とします。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込まれたくべ保険料の払込状況および追加のご請求をさせていただきます。[注意喚起情報のご説明](#)の「6. 解約と解約返れい金」(8ページ)をご参照ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは「お客さまデスク」		万一、事故が起こった場合は	
【受付時間】 平日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00 (年末・年始は休業させていただきます)		24時間365日事故受付サービス「事故受付センター」 事故は 365日	
【受付時間】 平日 9:15～17:00 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)		【受付時間】 平日 9:15～17:00 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)	

注意喚起情報のご説明

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

(1) クーリングオフ

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、右に記載のご契約はクーリングオフはできませんので、ご注意ください。

(2) お申出いただける期間

ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。
※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

(3) お申出の方法

上記期間内(8日以内の消印有効)に当社(お客さまデスク クーリングオフ係)あてに必ず郵送にて行ってください。
※取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

(4) クーリングオフの場合の保険料の返還

クーリングオフの場合には、既ににお支払いいただいた保険料はお返しいたします。また当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、前記(2)のとおり、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項(告知義務・保険申込書・継続確認書の記載上の注意事項)

保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります)。

保険申込書・継続確認書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書・継続確認書の記載内容を必ずご確認ください。

『クルマの保険・家庭用』のご契約では次の事項について十分ご注意ください。

① 記名被保険者の運転免許証の色

始期日時点において有効な記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルーまたはグリーン等)をご確認いただき、保険申込書・継続確認書に記載してください。
『クルマの保険・家庭用』で記名被保険者が個人の場合、ゴールド免許のご契約は、保険料が割引となります。

② お車の使用目的

ご契約のお車の使用実態に従って、以下の3つの区分のうち該当する使用目的を保険申込書・継続確認書に記載してください。

※記名被保険者が法人である場合には、「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれかを記載してください。

使用目的	基準
業務使用	ご契約のお車を年間を通じて(注1)月15日以上業務(仕事)に使用する場合
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて(注1)月15日以上、自らの通勤・通学(注2)に使用する場合
日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合

(注1)「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。

(注2)「通勤・通学」は、通勤先、通学先およびこれらへの経路(自宅の最寄り駅等)への送迎を含みます。

(2) 契約締結後における注意事項(通知義務等)

ご契約後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ① ご契約のお車の用途車種または登録番号(車両番号、標識番号)を変更したとき。(注1)(注2)
- ② ご契約のお車の使用目的を変更したとき。(注3)
- ③ ご契約のお車の保管場所を変更した場合で、次のいずれかに該当するとき。(注1)
 - a. 沖縄県から沖縄県以外または沖縄県から沖縄県に保管場所を変更したとき。
 - b. 地震・火災・津波(対面損害)特約をセットしているご契約で、都道府県を越えて保管場所を変更したとき。
- ④ ご契約のお車をレンタカーからレンタカーではないお車に変更したとき、またはレンタカーではないお車からレンタカーに変更したとき。(注1)(注4)
- ⑤ ご契約のお車を教習用自動車から教習用自動車ではないお車に変更したとき、または教習用自動車ではないお車から教習用自動車に変更したとき。(注1)(注5)

(注1)『クルマの保険・ドライバー・保険』の場合を除きます。
(注2)『クルマの保険・家庭用』の場合で、ご契約のお車の用途車種を自家用B車種以外に変更したときは、ご契約を解除し、新たににご契約いただきます。ただし、補償内容が異なる場合があります。
(注3)『クルマの保険・家庭用』の場合に限ります。
(注4)ご契約を解約し、新たににご契約いただきます。ただし、補償内容が異なる場合があります。
(注5)次のいずれかに該当する場合は、ご契約を解約し、新たににご契約いただきます。ただし、補償内容が異なる場合があります。
① 『クルマの保険・家庭用』または『クルマの保険・一般用』の場合で、ご契約のお車を教習用自動車ではないお車から教習用自動車に変更したとき。
② 『自動車保険・事業用』のノンフリート契約の場合で、ご契約のお車を教習用自動車から教習用自動車ではないお車に変更したとき。

(3) ご契約の中断制度

保険期間の途中でご契約のお車を廃車された等の理由によりご契約を一時的に中断した場合は、中断証明書の発行をお申しいただくことにより、ご契約の中断制度をご利用いただけます。中断後の新たなご契約において一定の条件を満たす場合は、中断されるご契約における保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、所定の等級および事故有係数適用期間が決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、中断日（ご契約の満期日または解約日）の翌日から13か月以内に、中断証明書の発行について取扱代理店または当社へのお申出がない場合には、この制度をご利用できませんのでご注意ください。

中断制度	中断証明書発行の条件	中断後の新たなご契約の主な条件
①ご契約のお車を手放すため一時的にご契約を中断する場合（国内中断）	a.中断後の新たなご契約の等級（※1）が7～20等級であること。（※2） b.中断されるご契約の満期日または解約日までに、ご契約のお車が廃車、譲渡または貸主に返還されていること、または、車検満了時に継続検査を受けたこと。中断されるご契約の満期日または解約日において自動車検査証が効力を失っていること。	始期日が中断日の翌日から10年以内であること。
②記名被保険者の海外滞航が一時的にご契約を中断する場合（海外中断）	a.中断後の新たなご契約の等級（※1）が7～20等級であること。（※2） b.記名被保険者が海外に出国された日が、中断されるご契約の満期日または解約日までの日または中断されるご契約の満期日または解約日から6か月以内の日であること。 c.記名被保険者が海外から帰国される日より前に継続された最後の保険契約であること。	始期日が記名被保険者の出国日の翌日から10年以内、かつ帰国日の翌日から1年を経過した日以前であること。
③記名被保険者が妊娠され一時的にご契約を中断する場合（妊娠による中断）	a.中断後の新たなご契約の等級（※1）が7～20等級であること。（※2） b.ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車であること。 c.記名被保険者が妊娠され、中断されるご契約の満期日または解約日までに母子保健法に定める妊娠の届出を行っていること。	始期日が中断日の翌日から10年以内であること。

（注1）次の等級をいいます。（保険期間が1年超のご契約の場合、取扱いが異なります。）
・中断されるご契約の保険期間中に事故がなかった場合は、中断されるご契約の等級から1つ上がった等級（中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、中断されるご契約の事故有係数適用期間から1年「減算」されます。）、ただし、中断されるご契約の始期日から中断日までの期間が1年未満の場合は、中断されるご契約と同一の等級とします（中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、中断されるご契約の事故有係数適用期間と同一の事故有係数適用期間となります。）
・中断されるご契約の保険期間中に事故があった場合は、「等級別料率制度」における「事故の有無、事故内容、事故件数等に応じて当社が別に定める方法により計算した等級（事故有係数適用期間も同様の取扱いとなります。）が7～20等級であることを条件とします。

（注2）保険期間が1年超のご契約の場合は、その期間、保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等に応じて当社が別に定める方法により計算した等級（事故有係数適用期間も同様の取扱いとなります。）が7～20等級であることを条件とします。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時（保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。この場合、保険期間が始まった後も、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

特にご注意ください

1 相手への 賠償	対人賠償保険	○保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ○地震・噴火またはこれらによる津波、台風、洪水・高潮によって生じた損害 ○戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ○第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ○ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ○次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りません。 ・被保険者の配偶者 ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りません。 ・被保険者の業務に従事する従業員 ・被保険者の使用者の業務に従事する同僚。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りません。（※1） （注）ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者同僚災害特約により補償されます。
		○保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ○地震・噴火またはこれらによる津波、台風、洪水・高潮によって生じた損害 ○戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ○第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ○ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ○次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りません。 ・被保険者の配偶者 ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りません。
2 おケガの 補償	人身傷害保険	○地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ○戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ○ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ○被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガによる損害 ○無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害 ○訴訟を提起してご契約のお車に搭乗中に生じたケガによる損害 ○闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じたケガによる損害 ○損害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額 ○微細に起因する創傷感染症（丹毒、淋菌感染、敗血症、破傷風等）による損害
		○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ○地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ○戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ○国・公団体の公権力の行使、詐欺・横領によって生じた損害 ○ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ○欠陥・摩滅・腐し・くさ・さびその他自然消耗、故障損害 ○取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害 ○無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①当社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②保険金の請求について詐欺を行った、または行おうとしたこと。
③上記のほか、①および②と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 補償される運転者の範囲（「クルマの保険・家庭用」「クルマの保険・一般用」）

特にご注意ください

① 運転者の限定

運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットした場合、お車を運転中の事故については、運転者が下表の○の方である場合に限り保険金をお支払いします。

運転者	特約	運転者本人・配偶者限定特約	運転者家族限定特約
記名被保険者		○	○
記名被保険者の配偶者		○	○
「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族		×	○
「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま		×	○
上記以外の方		×	×

② 運転者年令条件

お車を運転する方の年令条件を設定することができます。運転者年令条件特約をセットし、運転者年令条件を設定した場合、お車を運転中の事故については、運転者年令条件を満たす場合に限り保険金をお支払いします。年令を問わず補償 21才以上補償 26才以上補償 35才以上補償

記名被保険者	運転者年令条件が適用される方	補償の範囲
個人	記名被保険者 記名被保険者の配偶者 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族 上記の方が専ら仕事に従事する従業員	左記の方が、お車を運転中の事故については、運転者年令条件を満たす場合に限り保険金をお支払いします。 左記以外の方が、お車を運転中の事故については、運転者年令条件にかかわらず保険金をお支払いします。
法人	すべての方	お車を運転中の事故については、運転者年令条件を満たす場合に限り保険金をお支払いします。

※1「クルマの保険・一般用」では「35才以上補償」は設定できません。 ※2 ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」、「21才以上補償」のみ設定できます。

(4) 自己負担額（免責金額）

対物賠償保険および車両保険には免責金額があります。車両保険の免責金額の設定方式には、定額方式（2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式）と増額方式（2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式（※1））があり、いずれかの方式をお選びいただけます（※2）。ご契約に定められた免責金額につきましては、保険申込書・継続確認書の免責金額欄にてご確認ください。
（注1）保険期間が1年超のご契約の場合には、各保険年度ごとの事故の回数（回目）に応じて適用する免責金額を決定します。ただし、長期保険分割払特約をセットしたご契約については、長期契約に関する保険期間通算車両免責特約をセットすることにより、保険年度ごとではなく、保険期間を通じて事故の回数（回目）を数えて免責金額を決定する方式に変更することができます。
（注2）自動車保険・事業用」の場合には、定額方式のみとなります。

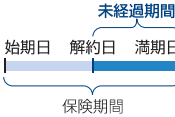
5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

○保険料払込方法が口座振替の場合、保険料払込期日（提携金融機関ごとに当社の定める期日）に口座振替により保険料が払い込まれるよう保険料相当額を指定口座に預け入れてください。保険料払込期日に保険料が払い込まなかった場合は、保険料払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで（※1）に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。
（注）保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日までに払込みを猶予します。ただし、保険料が分割して払い込まれるご契約の場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。
○保険料払込方法が、クレジットカード払（登録方式）、払込票払、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。
＜初回保険料の払込前（※1）に事故が発生した場合の取扱い＞
○原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。
（注）保険料払込方法が口座振替の場合は初回保険料振替前、クレジットカード払（登録方式）の場合はクレジットカードの有効性および利用限度額内の確認の前、払込票払の場合は保険料の払込手続前をいいます。

6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。
■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。たとえば、保険期間が1年一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
■始期日から解約日まで期間に応じてお支払いいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、初回保険料口座振替特約またはクレジットカード払（登録方式）特約と保険料一般分割払特約をあわせてセットしたご契約および保険料大口分割払特約をセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。追加のご請求をさせていただいたにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。



7. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「お客さまデスク」

無料

【受付時間】
平日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00
（年末・年始は休業させていただきます）

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「事故受付センター」

無料

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 **そんぽADRセンター** **ナビダイヤル（有料）**

【受付時間】 平日 9:15～17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sompco.jp/dr/）

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。
ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいようお願いいたします。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約等でご確認ください。
また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. ご契約時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかご注意ください～

(1) 保険料領収証の発行

保険料を払い込んでいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。(注)
(注) 保険料の払込方法が口座振替、クレジットカード(登録方法)等の場合には、発行されません。

(2) 地球環境保護への取組等に対する寄付について

保険契約者のお申出により、保険証券・保険契約継続証や普通保険約款・特約のお届けに代えて、当社ホームページでの閲覧(eco保険証券・Web約款)をご希望された場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。なお、お申込み後に保険証券・保険契約継続証や冊子の普通保険約款・特約をご希望の場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。

(3) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(4) 取扱代理店の確認

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約者のものととなります。

(5) 車両保険金額の一部取消

ご契約の際に設定された車両保険金額がご契約のお車の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、その超過する部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。(注)
(注) 車両価額決定保険特約をセットしているご契約は対象外となります。

(6) 自動車検査証等のご提示

当社では、保険契約者が新たなご契約をされる場合またはご契約のお車を入替される場合、ご契約のお車の正確な確認による適正な保険料算出および割引・割増の適用のため、自動車検査証等をご提示いただく必要、お車の用途・車名、登録番号(車両番号、標識番号)、型式、車台番号、初年度登録年月(初年度検査年月)、排気量、お車を所有されている方(注)等を確認させていただきます。また、確認させていただいた書類についてはコピーをいただいておりますので、あらかじめご了承ください。
(注) 自動車検査証等の上所有者と異なる場合は、お車を所有されるの方の氏名、名称および異なる理由をコピー・余白に記載いただいたうえで、署名または記名・押印いただきます。(自動車検査証・事業用)については、保険契約者が自動車検査証等の上所有者または使用者と異なる場合は、他の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(7) ご契約条件について

過去の事故の発生状況等によっては、当社規定によりご契約条件について、保険契約者のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかご注意ください～

(1) 保険証券・保険契約継続証の確認・保管

お届けする保険証券・保険契約継続証(注)は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券・保険契約継続証が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

(注) 所定の条件を満たす場合は、保険契約者のお申出によりご契約後の保険証券・保険契約継続証のお届けに代えて、当社ホームページで閲覧(eco保険証券)いただくことができます(この場合は、ご契約に保険証券の発行に関する特約がセットされます)。当社ホームページで閲覧いただく方法をご案内するハガキをお届けしますので、大切に保管してください。なお、お申込み後に保険証券・保険契約継続証をご希望の場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。

(2) ご契約のお車の入替

■ 新たなお車を取得された場合や、ご契約のお車を廃車・譲渡・返還された場合で他に所有するお車があるときは、ご契約のお車のお入替が可能です(注)。ただし、次の条件をすべて満たすことが必要です。

<ご契約のお車のお入替の条件>	
○入替後のお車が新たに取得されたお車であること。または、入替前のお車が廃車・譲渡・返還された場合において入替後の自動車(注)が他に所有するお車であること。	
○入替後のお車の所有者が、入替前のお車の所有者または入替前のお車のご契約の記名被保険者、その配偶者もしくはそれらの方の同居の親族であること。	
○入替前のお車と入替後のお車の用途車種が同一(普通保険約款に記載された「ご契約のお車のお入替ができる用途車種区分表」に従い同一とみなされる場合を含みます。)であること。	

(注) ご契約のお車のお入替が行われた場合は、継続契約の等級および事故有係数適用期間の取扱いにおいて、ご契約のお車が同一であるとみなして等級および事故有係数適用期間を継承します。

■ ご契約のお車を入れ替える場合は、直ちに取扱代理店または当社にご通知ください。手続が行われるまでの間は、入替後のお車に事故が発生しても保険金をお支払いできません。ただし、入替前のお車が廃車・譲渡・返還されており、かつ入替後のお車から新たに取得されたお車である場合は、入替後のお車の取得日の翌日から30日以内にお車のお入替手続が行われることを条件として、ご契約のお車の入替自動補償特約(注)により、入替後のお車をご契約のお車とみなして、手続が行われるまでの間に入替後のお車に発

(8) 特約の補償重複

日常生活賠償特約(保険金額・無制限)など、次表の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、お支払いする保険金は「1契約に特約をセットした場合と同じです。補償内容の差異や保険金額、特約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。(注)
(注) 1契約のみに特約をセットした場合、廃車等によりご契約を解約されたときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなど、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

1台目の自動車保険	2台目以降の自動車保険
① 日常生活賠償特約(保険金額・無制限)	日常生活賠償特約(保険金額・無制限)
② 交通乗用員事故特約または自動車事故特約	交通乗用員事故特約または自動車事故特約
③ 弁護士費用特約	弁護士費用特約または自動車事故弁護士費用特約
④ ファミリーバイク(人身傷害あり)特約またはファミリーバイク(人身傷害なし)特約	ファミリーバイク(人身傷害あり)特約またはファミリーバイク(人身傷害なし)特約

* 補償が重複する可能性のある主な特約については、普通保険約款・特約等でご確認ください。

(9) 継続手続特約について

特にご注意ください

- 口座振替等のキャッシュレスでのご契約いただく場合、満期時における継続手続の怠れにより補償がなくなるとを防ぐために、継続手続特約がセットできます。
※1 インターネット多数利用が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
- ※2 お客様までのご契約のセット有無については、保険申込書・継続確認書、保険証券・保険契約継続証でご確認ください。
- ※3 「自動車保険・事業用」には適用できません。
- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡(注1)を行わず、かつお客様から継続する・しないについてお申出がない場合(お客様がご連絡がない場合等)は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の10%(人身傷害なし)特約(注2)により過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客様までご連絡が取れない場合等も、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
- (注2) 所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続しません。
- 当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

(10) 保険申込書・継続確認書の提出について

保険申込書・継続確認書は、始期日までに取扱代理店または当社にご提出ください。始期日までに取扱代理店または当社に到着しない場合、後日ご契約手続の経緯を確認させていただきますことがあります。なお、ご契約手続の経緯によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

生じた事故に対して、保険金をお支払いします。

(注) 「クルマの保険・一般用およびクルマの保険・一般用」ではすべてのご契約に、「自動車保険・事業用」ではご契約のお車の所有者が個人であるご契約等に自動的にセットされます。

(3) 記名被保険者の変更

■ ご契約のお車の譲渡に伴い、保険契約上の権利・義務を譲渡させるためには、記名被保険者の変更(注1)(注2)が必要です。

■ 記名被保険者を変更する場合は、直ちに取扱代理店または当社までご通知ください。手続が行われるまでの間は、譲渡後のお車に事故が発生しても保険金をお支払いできません。

(注1) 記名被保険者の変更が行われた場合で、その変更が次のいずれかに該当するときは、継続契約の等級および事故有係数適用期間の取扱いにおいて、記名被保険者が同一であるとみなして等級および事故有係数適用期間を継承します。
○ 記名被保険者の配偶者への変更。または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族への変更
○ 2以上の法人が法令上の規定に基づき合併する場合における合併前法人への変更
○ 個人事業主が法人を新設される場合における個人事業主から新設法人への変更。または、法人を解散し個人事業主となる場合に個人事業主から個人事業主への変更(ただし、事業の内容が同一である条件を満たす場合に限ります)。継続契約の等級が1～5等級の場合は、記名被保険者の変更があってもご契約のお車の所有者に変更がなければ、変更後の継続契約上のその等級および事故有係数適用期間を継承します。また、継続契約の等級が1～5等級以外で、かつ、事故有係数適用期間が1～6年の場合は、記名被保険者の変更があってもご契約のお車の所有者に変更がなければ、変更後の継続契約上のその等級および事故有係数適用期間を継承します。

(注2) 記名被保険者の変更が行われ、記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用される場合には、変更後の記名被保険者の始期日時点における年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。ただし、保険期間が1年超のご契約の場合で、第2保険年度以降に記名被保険者の変更が行われたときは、各保険年度の始期日当日時点における変更後の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。

3. 事故が起こった場合の手続

(1) 事故が起こったときの当社へのご連絡等

事故が起こったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ってうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金請求手続についてご案内いたします。

①ケガ人の救護(救急車は119番)	②二次災害の防止
③警察へ連絡(警察は110番)	④相手の確認
	⑤目撃者の確認

へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス

無料)へ

■ 人身事故の場合は、人身事故である旨を正しく警察に届け出てください。取扱代理店または当社へご連絡いただく際は、次の事項をご通知ください。

①事故の日時・場所・状況、届出警察・担当官	③目撃者がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先
②相手の住所・氏名・連絡先、相手のお車の登録番号	④損害賠償請求を受けた場合は、その内容

■ 事故現場で示談・口約束はしないでください。次のような場合は、事前に当社へご相談ください。

○ 事故にあったご契約のお車を修理される場合	修理に着手する前に、必ず当社の同意を得てください。当社が同意する前に修理に着手された場合や、補修可能な場合に部品交換による修理をされたときは、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
○ 相手の方と示談される場合	相手の方から損害賠償の請求を受けた場合には、示談の前に必ず当社の同意を得てください。当社が同意する前に保険契約者または被保険者で自身で示談をされた場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
○ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合	必ず当社にご通知のうえご相談ください。通知がなかった場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

示談交渉サービス

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。

<示談交渉を行うことができない場合>

- 対人事故の場合において、被保険者が負担する損害賠償責任の額が対人保険金額を明らかに超える場合、または先着金額を明らかに下回る場合
- 相手の方が当社との交渉に同意できない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。

- ※1 ご提出いただく書類には●を付しています。●が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- ※2 以下の補償・特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の「人身傷害保険」●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。
 - ① クルマの保険・ドライヴ・保険における自動車賠償および無保険車傷害保険
 - ② 搭乗者傷害に関する特約、自賠賠特約および無保険車傷害特約
 - ③ 無保険車傷害賠償および無保険車傷害特約に基づいて保険金請求する場合は、以下の書類もご提出いただきます。
 - ・お支払いする保険金の額に関する被保険者と当社の協議内容を示す書類
- ※3 特約に基づいて次表の基本となる補償以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※4 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「1 相手への賠償」●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。
- ※5 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

基本となる補償	1 相手への賠償				2 オケガの補償		3 お車の補償	
	対人賠償保険		対物賠償保険		人身傷害保険		車両保険	
保険金請求に必要な書類	●	●	●	●	●	●	●	●
公の機関が発行する交通事故証明書またはこれに代わるべき書類	●	●	●	●	●	●	●	●
所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類(ご契約のお車が盗難された場合)	●	●	●	●	●	●	●	●
死亡診断書、遺失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本(死亡に関して支払われる保険金を請求する場合)	●	●	●	●	●	●	●	●
後遺障害診断書および遺失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類(後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合)	●	●	●	●	●	●	●	●
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類(傷害に関して支払われる保険金を請求する場合)	●	●	●	●	●	●	●	●
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承認があったことを示す書類	●	●	●	●	●	●	●	●
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ	●	●	●	●	●	●	●	●
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類	●	●	●	●	●	●	●	●
被保険者が負担した費用の額を示す書類	●	●	●	●	●	●	●	●
自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類	●	●	●	●	●	●	●	●
レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類	●	●	●	●	●	●	●	●
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険への加入を示す書類	●	●	●	●	●	●	●	●
自動車の使用にあたって、正当な権利を有する者の承諾があったことを示す書類	●	●	●	●	●	●	●	●
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類	●	●	●	●	●	●	●	●
雇用契約、請負契約、委任契約等、保険契約者等と他者との間の契約内容を示す書類	●	●	●	●	●	●	●	●
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書	●	●	●	●	●	●	●	●
事故発生の日時、場所および状況等を当社にご通知いただく書類	●	●	●	●	●	●	●	●
当社が保険金を支払うために必要な事項の確認にかかわる同意書	●	●	●	●	●	●	●	●
被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金がある場合は、その額を示す書類	●	●	●	●	●	●	●	●
賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容を示す書類等、無保険車との事故にかかわる保険金のご請求にあたって、約款に定める内容を当社へご通知いただく書類	●	●	●	●	●	●	●	●

■ 重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■ 当社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、「(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類」(10ページ)をご覧ください。また、(注2) 保険金をお支払いするに際しては、被保険者または損害賠償請求権者が保険金または損害賠償額を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注2) 保険金をお支払いするに際しては、被保険者または損害賠償請求権者が保険金または損害賠償額を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

4. 車両保険のお支払対象となる事故の範囲

特にご注意ください

■車両危険限定特約または車両危険限定(A)特約がセットされる場合、お支払いの対象となる事故の範囲が限定されます。

※当社が全損として車両保険金をお支払いした場合は、ご契約のお車について被保険者が持っている所有権が当社が取得することがあります。 ○：お支払いします ×：お支払いしません

ご契約タイプ	事故例	車対車の衝突・接触	火災・爆発	盗難(注1)	台風・洪水・高潮	落着いたすらの窓ガラス破損	物の飛来・落下	自転車との衝突・接触	電柱・ガードレール等に衝突	あて逃げ	墜落・転覆
一般車用(注2)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車両危険限定特約をセットする場合		○(注3)	○	○	○	○	○	×	×	×	×
車両危険限定(A)特約をセットする場合		×	○	○	○	○	○	×	×	×	×

(注1) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

(注2) 車両危険限定特約、車両危険限定(A)特約のいずれもセットしない車両保険をいいます。

(注3) 相手自動車が特定車に限定されます。ただし、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車との衝突・接触事故によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

■車両保険では、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害について、車両保険金をお支払いしません。ただし、地震・噴火・津波[車両全損時定額払]特約をセットした場合は、この特約に定める条件に該当するときに50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします。)を地震等保険金としてお支払いします。[7. 主な特約の概要](19ページ)をご参照ください。

※地震等保険金をお支払いした場合であっても、当社はご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

5. フリート契約、販売車・受託車契約等、団体・集団契約

(1) フリート契約

■所有かつ使用する自動車(注1)(注2)のうち、自動車保険(自動車共済を除きます。)をご契約されている合計台数(注3)が10台以上となる場合には、「自動車保険・事業用」のフリート契約をご契約いただく必要があります。

(注1) 保険契約者が所有権留保条項付売買契約により購入して使用する自動車や、リース業者から1年以上の賃貸借契約により借り入れて使用する自動車等を含みます。

(注2) レンタカー業者等が所有するレンタカーについては「所有かつ使用する自動車」には含みません。

(注3) 「総付保台数」といいます。他の保険会社でご契約されている自動車を含みます。なお、次の場合を除き、保険期間が1年末満のご契約は含みません。

・次の料率審査日を満期日としてご契約された場合 ・全車両一括特約をセットしてご契約された場合

【全車両一括特約】保険契約者が所有かつ使用するすべてのお車を1保険証券で一括してご契約する契約方式です。

■「自動車保険・事業用」のフリート契約では、フリート割引・割増制度が採用されています。この制度では、次のとおり、割引・割増が適用されます。(注)

(注) 一部の補償については、割引・割増が適用されません。

① 10台到達日から第1回料率審査日の前日までの間に始期日を有するご契約：お車1台ごとに、等級別料率制度により決定される割引・割増が適用されます。(注2)

(注1) クルマの保険・家庭用および クルマの保険(一般用)に採用されている等級別料率制度の一部取扱いは異なります。

② 第1回料率審査日以降、毎年の料率審査日から次の料率審査日の前日までの間に始期日を有するご契約：次の要素により決定されるフリート割引・割増が適用されます。

・成績計算期間内の損害率 ・前回の割引・割増 ・成績計算期間の末日時点の総付保台数

【成績計算期間】原則として、料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年間となります。

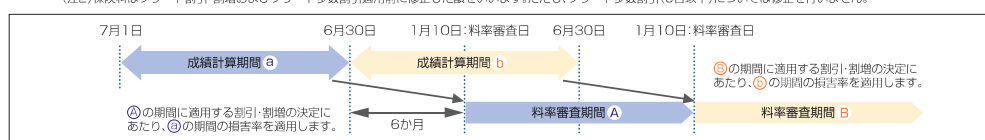
【損害率】次の計算式により算出します。ただし、始期日が10台到達日より前のご契約にかかわるものを除きます。

$$\text{損害率(％)} = \frac{\text{保険金(注1)}}{\text{保険料(注2)}} \times 100$$

(注1) 保険金は次のとおり計算します。

$$\text{①成績計算期間内にお支払いした保険金} + \text{②成績計算期間の末日時点でお支払いしていない保険金の見込額} - \text{③前回の成績計算期間の末日時点でお支払いしていない保険金の見込額}$$

(注2) 保険料はフリート割引・割増およびフリート多数割引適用前に修正した額をいいます。ただし、フリート多数割引(9台以下)については修正を行いません。



■1保険証券で2台以上のお車をご契約される場合、フリート多数割引(9台以下)またはフリート多数割引が適用されます。(注1)(注2)

(注1) 適用される割引・割引率および計算方法は、ご契約の始期日時点における台数等により異なります。

(注2) 一部の補償については、割引が適用されません。

(2) 販売車・受託車契約等

■販売車・受託車契約等特別な契約方式においては、1契約におけるご契約のお車を1台に限定せず、包括的に補償します。(注)

(注) 契約方式によっては、対象となる自動車について毎月または保険期間終了後に通知が必要となる場合があります。また、販売用自動車(割別契約方式)については、ご契約のお車1台ごとにご契約いただきます。

■販売車・受託車契約等以外のご契約とはセットできる特約や保険料の算出にあたって適用される料率制度が異なります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■販売車・受託車契約等以外のご契約とは保険金をお支払いする主な場合など補償内容が異なる場合がありますので、保険証券および特約をあわせてご確認ください。

(3) 団体・集団契約

① 団体・集団契約

■団体・集団契約をセットできるのは、「保険契約者」、「記名被保険者」、「ご契約のお車の所有者」および「ご契約のお車の用途車種」について、次の条件を満たす場合に限り。

団体・集団契約をセットできる場合	
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方、または団体を退職された方(注)
記名被保険者・ご契約のお車の所有者	保険契約者、その配偶者、それらの方の同居の親族、それらの方の別居の扶養親族
ご契約のお車の用途車種	自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車

■なお、次のような場合には団体・集団契約が失効することがあります。この際、保険料が分割して払い込まれている場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料を一括して払い込んでいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、退職等により団体が給与の支払いを受けなくなった場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。

○退職等により団体が給与の支払いを受けなくなった場合 ○親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体契約の対象に該当しなくなった場合

○団体の役員として当該団体・集団契約をセットしてご契約いただく被保険者の数が10名未満となった場合等、団体と当社の間で締結している集金契約が解除される場合

② 集団契約

■団体・集団契約をセットできる条件は、集団の種類によって異なります。なお、セットできる条件を満たしていることが確認できる書類を保険申込書・継続確認書とあわせてご提出いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

6. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報、当会社が本保険契約の審査および履行のために利用するほか、当社およびグループ各々が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内、ご提供や保険契約の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社および	グループ各社の商品・サービス等の例	損害保険：生命保険商品、投資信託：国債・債券等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の料値	

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。(自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車の契約に関する個人情報を含みます。)

○再保険について

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社へ提供することがあります。当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容

（ ）
ご覧ください。

7. 主な特約の概要

普通保険約款にセットされる主な特約は、下表のとおりです。なお、特約のセット条件は、それぞれの特約に定められた「特約の付帯条件(第1条)」をご参照ください。

※1 ご契約時のお申出にかかわらず、ご契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)には●を、ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)には○を付けています。○が付されている場合は、特約をセットすることができます。

※2 下記の保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。保険金の詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。

特約名称	家庭用	一般用	事業用	ドライバー	特約の概要
対物超過修理費用特約	○	○	○	○	ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします(注)。ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限り。
対物賠償保険金をお支払いする場合に限り。					
重度後遺障害時追加特約	○	○	○	—	ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして重度後遺障害(注1)が生じ、介護が必要となる場合に、被保険者1名につきそれぞれ人身傷害保険金の2倍の額を限度(注2)に人身傷害保険金をお支払いするとともに、次の保険金をお支払いします。 住宅改修費用 介護のために住宅を改修する場合に、実際に負担した費用(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に住宅改修費用保険金をお支払いします。 福祉関連費用 福祉車両を取得する場合、実際に負担した費用(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に、福祉関連費用保険金をお支払いします。 (注1) 普通保険約款別表1の1の第1～2級または別表1の2の第1～2級、第3級④の後遺障害をいいます。 (注2) 人身傷害保険の保険金額が無制限以外のご契約が対象です。なお、人身傷害保険の保険金額が1億円以上の場合で、無保険車の事故により十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。ただし、被保険者の同居の父母が賠償義務となる場合は保険金額の2倍の額を限度とします。無保険車とは対人賠償保険が契約されていない自動車等を含みます。 (注3) 事故日から、重度後遺障害が生じた日の翌日から1年後の応当日まで負担した費用とします。
ホームヘルパー雇入費用	○	○	○	—	ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院した場合に、実際に負担した次の費用(注)について、被保険者1名につきそれぞれ合計200万円を限度にケアサポート費用保険金をお支払いします。 ホームヘルパー雇入費用 家事に従事する方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ホームヘルパーを雇う費用について、1日あたり2万円を限度にお支払いします。 介護ヘルパー雇入費用 介護をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、介護ヘルパーを雇う費用について、1日あたり2万円を限度にお支払いします。 ベビシッター雇入費用 育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ベビシッターを雇う費用について、1日あたり2万円(注)を限度にお支払いします。 保育施設預入れ費用 育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、お子さまを保育施設に預ける費用について、1日あたり2万円(注)を限度にお支払いします。 (注) ベビシッター雇入費用と保育施設預入れ費用を合計して1日あたり2万円を限度とします。 医療情報提供サービス利用費用 医療情報提供サービス(注)を利用した費用について、1事故につき5万円を限度にお支払いします。 (注) 治療方針等に関するアドバイス、症状に応じた医療機関情報の提供、受診のサポート等の有償サービスを含みます。 (注) 入院期間中に負担した費用とします。ただし、医療情報提供サービス利用費用については、事故日から「治療最終日の翌日から90日後の」日までの期間中に負担した費用とします。
差額ベッド費用特約	○	○	—	—	ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院し、被保険者のご希望により個室等を使用した場合に、実際に負担した差額ベッド費用(注)について、被保険者1名につきそれぞれ入院1日目から最大90日間、1日あたり15,000円を限度にお支払いします。 (注) 健康保険の給付対象とならない特定病室(個室等)の入院費用から、普通病室の入院費用(人身傷害保険でお支払いします)を差し引いた額をいいます。
搭乗者傷害(入院/2区分)特約	○	○	○	—	ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の区分(1万円、10万円)のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。 ・入院または通院の合計日数が5日未満の場合：5日未満入院保険金として1万円 ・入院または通院の合計日数が5日以上の場合：5日以上入院保険金として10万円
搭乗者傷害(入院/5区分)特約	—	○	○	—	ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の区分(1万円、10万円、30万円、50万円、100万円)のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。 ・入院または通院の合計日数が5日未満の場合：5日未満入院保険金として1万円 ・入院または通院の合計日数が5日以上の場合：5日以上入院保険金としてケガに応じた金額(10万円、30万円、50万円、100万円)
搭乗者傷害(入院/2区分)倍額払特約	○	○	○	—	搭乗者傷害(入院/2区分)特約の保険金の金額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。
搭乗者傷害(入院/5区分)倍額払特約	—	○	○	—	搭乗者傷害(入院/5区分)特約の保険金の金額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。
搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約	○	○	○	○	ご契約のお車(注1)に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、死亡・後遺障害保険金をお支払いします。 (注1) クルマの保険・ドライバー保険の場合は、「記名被保険者が運転中の信用自動車」とします。
搭乗者傷害(入院/日数)特約	—	○	○	○	ご契約のお車(注1)に搭乗中の事故によりケガをした場合に、ケガの治療の目的をもって入院または通院した日数(注2)に対して、被保険者1名につきそれぞれ次の金額を医療保険金としてお支払いします。 ・入院日数1日につき入院保険金日額 ・通院日数1日につき通院保険金日額(90日限度) (注1) クルマの保険・ドライバー保険の場合は、「記名被保険者が運転中の信用自動車」とします。 (注2) 事故日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いしません。

特約名称		家庭用	一般用	事業用	ドライバー	特約の概要
車両に関する特約	車両価額協定保険特約	●	●	●	—	ご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(初度検査年月)で同じ損耗度 ^(※1) の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定め、車両保険金をお支払いします。 ^(※2) (注1) 時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。 (注2) 保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。 ※ご契約のお車が自家用8車種の場合、車両保険に自動的にセットされます。また、ご契約のお車が自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種工作車以外の場合は、任意にセットできます。
	全損時諸費用特約	○	○	○	—	ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車が全損となった場合に、保険金額の10% ^(20万円限度) を全損時諸費用保険金としてお支払いします。 ^{(※1)・(※2)・(※3)} (注1) 車両保険金をお支払いする場合に限ります。 (注2) この特約とあわせて、新車特約をセットしており、お車を買い替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いする場合は、新車保険金額の10% ^(20万円限度) をお支払いします。 (注3) この特約とあわせて、車両全損(70%)特約をセットしており、全損時諸費用保険金が10万円を下回る場合は、10万円をお支払いします。
	全損時諸費用倍額払特約	○	○	○	—	全損時諸費用特約の保険金の金額を2倍にして、全損時諸費用保険金をお支払いします。
	地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	○	○	○	—	地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損 ^(※) となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。 (注) 全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。主な条件は次のとおりです。 ●ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が生じた場合 ・自動車の屋根部分(ルーフ)について、補修では戻状回復できず、ルーフ全体の交換を必要とする損傷があること ・自動車のルーフを支える支柱部分(ピラー)の3本以上に、折損、断裂またはこれと同等程度の損傷があること ・前面ガラスおよび後面ガラスに加え、左右いずれかのドアガラスに損傷があること ●ご契約のお車が炎災または爆発して炎災と見なされない場合 ●ご契約のお車の非燃席の座面を超えて浸水した場合 等 ※1 この特約をセットしない場合は、車両保険付き契約であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車に損害が生じたときには保険金をお支払いしません。また、車両保険と異なり、実際の修理費等について保険金をお支払いするものではありません。 ※2 地震等保険金をお支払いした場合であっても、当社はご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去に要する費用を負担しません。 ※3 被保険者は記名被保険者です。
その他補償に関する特約	他車運転特約	●	●	●	—	記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたお車 ^(※1) を運転中 ^(※2) の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金 ^(※3) をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。 ^{(※4)・(※5)} (注1) 自家用8車種に限ります。ただし、次のお車は除きます。 ・記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合は、そのお車 ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合は、そのお車 (注2) 駐車中または停車中を除きます。 (注3) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。 (注4) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。 (注5) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。 ※ 運転者本人・配偶者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。
	臨時代替自動車特約	●	●	●	—	ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、記名被保険者が臨時に借りたお車 ^(※1) を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金 ^(※2) をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。 ^{(※3)・(※4)} (注1) ①～③の方が所有するお車を除きます。 ・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま ・記名被保険者の役員 ・記名被保険者の使用人 (注2) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。 (注3) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。 (注4) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を使用中の事故の場合と同様です。 ※ 運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。
	他車運転(二輪・原付)特約	—	●	●	—	記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたバイク ^(※1) を運転中 ^(※2) の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険のうちご契約にセットされている補償の保険金 ^(※3) をお支払いします。また、臨時に借りたバイクの保険に優先して保険金をお支払いすることができます。 ^(※4) (注1) バイクとは二輪自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、次のバイクは除きます。 ・記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するバイク ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するバイクを自ら運転中の場合は、そのバイク (注2) 駐車中または停車中を除きます。 (注3) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。 (注4) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。 ※1 運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。 ※2 ご契約に車両保険をセットされている場合でも、臨時に借りたバイクに生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。
	ご契約のお車の入替自動補償特約	●	●	●	—	新たに自動車を取得し、廃車、譲渡等されたご契約のお車と入替する場合は、新たに自動車を取得した日の翌日から30日以内に入替の手続きを行うことにより、継続前のご契約内容に準じた条件で継続した自動車をご契約のお車と同様に補償します。 ^(※) (注) 車両保険金をお支払いする場合は、新たに取得した自動車の時価額を限度にお支払いします。
その他の特約	継続手続忘れサポート特約	●	●	●	●	ご契約の満期時に継続手続を失念した場合、この特約に定める条件を満たすときは、ご契約の満期日の翌日から30日以内に継続手続を行うことにより、継続前のご契約内容に準じた条件で継続したものととして補償します。なお、継続手続特約に従って継続されたご契約には適用されません。
	車両保険無過失事故特約	○	○	—	—	ご契約のお車と相手自動車 ^(※1) との衝突・接触事故でご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合は、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定において事故件数に数えない事故として、車両保険金をお支払いします ^{(※2)・(※3)} 。ただし、相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合に限ります。 (注1) 相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別の車は含みません。 (注2) 車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えます。 (注3) 新車特約、車両全損(70%)特約または車両認測修理費用特約により、車両保険金をお支払いする場合は、事故件数に数える事故としてお支払いします。

「クルマの保険・ドライバー保険」について

「クルマの保険・ドライバー保険」をご契約いただく場合に固有の重要事項についてご説明しています。個人情報の取り扱いを含む、以下に記載のない事項については、契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明、その他のご説明をご参照ください。また、「クルマの保険・家庭用」、「クルマの保険・一般用」および「自動車保険・事業用」をご契約いただく場合は、以下の記載事項は適用されませんのでご注意ください。

契約概要のご説明「クルマの保険・ドライバー保険」

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 補償内容

基本となる補償		保険金をお支払いする主な場合
1 相手への賠償	対人賠償保険	記名被保険者が借用自動車を運転中の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われる金額を超える部分に限ります。
	対物賠償保険	記名被保険者が借用自動車を運転中の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。
2 おケガの補償	自損傷害保険	記名被保険者が借用自動車を運転中に電柱に衝突し運転者が死亡した場合等、自損事故 ^(※) により、借用自動車に搭乗中の記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族、それらの方の別居の未婚のお子さまケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、自損傷害保険金(死・保険金・後遺障害保険金・医療保険金)をお支払いします。 (注) 自賠責保険等または政府の保険事業からお支払いを受けられない事故をいいます。
	無保険車傷害保険	無保険車 ^(※1) との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合で、十分な賠償を受けられないときに、損害 ^(※2) について被保険者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保険車傷害保険金をお支払いします。 ^(※3) (注1) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。 (注2) 損害とは相手の方が負担すべき損害賠償額をいいます。 (注3) 自賠責保険等により支払われるべき金額等を差し引いて保険金をお支払いします。

- ※1 上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者を基本となる補償ごとに定めています。保険金および被保険者の詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。
- ※2 保険金をお支払いしない主な場合については、[注意喚起情報のご説明](#)「クルマの保険・ドライバー保険」の「2. 保険金をお支払いしない主な場合」(15ページ)をご参照ください。
- ※3 対人賠償保険または対物賠償保険のいずれかが1つを、必ずセットしてご契約いただきます。また、対人賠償保険、自損傷害保険および無保険車傷害保険はあわせてセットいただきます。
- ※4 対物賠償保険の保険金額が10億円を超える金額(無制限を含みます)で設定されたご契約については、借用自動車に危険物を業務として積載した被けん引自動車(けん引自動車)をけん引することにより、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合は、10億円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。
- ※5 対物賠償保険の保険金額が10億円を超える金額(無制限を含みます)で設定されたご契約については、他人の航空機に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合は、10億円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。
- ※6 搭乗者傷害に関する特約については、[その他のご説明](#)の「7. 主な特約の概要」(12ページ)をご参照ください。

(2) 保険期間

保険期間は1年間です。また、1年未満の短期契約もご契約可能です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書・継続確認書の保険期間欄にてご確認ください。なお、継続手続特約によりご契約が自動的に継続される場合があります。[その他のご説明](#)の「1. (9) 継続手続特約について」(9ページ)をご参照ください。

(3) 引受条件

記名被保険者について

記名被保険者の選定について	記名被保険者は、対人・対物賠償保険や自損傷害・無保険車傷害保険の被保険者の範囲等を定めるための重要な事項です。運転免許証をお持ちの方1名とし、保険申込書・継続確認書に記載ください。
---------------	--

2. 保険料

保険料は、記名被保険者(運転者)の事故発生状況による要素(等級等)、記名被保険者の年令による要素およびご契約条件による要素(補償範囲、保険金額等)から決定されます。具体的には、等級別料率制度、ドライバー保険年令区分が適用され、保険料が決まります。お客さまが実際にご契約いただく保険料については、保険申込書・継続確認書の保険料欄にてご確認ください。

(1) 等級別料率制度

「クルマの保険・ドライバー保険」では、1～20等級の区分によって保険料が割り・割増される制度^(※)が採用されています。この制度では保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。

(注) ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

■ 初めてご契約される場合は、6等級になり、事故有係数適用期間は0年となります。その他の取扱いについては、[契約概要のご説明](#)の「2. (1) 等級別料率制度」(3ページ)^(※)をご参照ください。

(注) 6等級の場合は、<表①: 2012年10月1日～2013年9月30日始期契約>(4ページ)または<表②: 2013年10月1日以降始期契約>(4ページ)の6等級(F)の割増引率をご参照ください。また、7等級の場合は、<表①: 2012年10月1日～2013年9月30日始期契約>(4ページ)または<表②: 2013年10月1日以降始期契約>(4ページ)の7等級(F)の割増引率をご参照ください。

(2) ドライバー保険年令区分

記名被保険者の年令に従い、次の年令区分が適用されます。

21才以上

21才未満

3. 保険料の払込方法について

■ ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。(現金により払い込むことも可能です。)詳細は、[契約概要のご説明](#)の「3. 保険料の払込方法について」(5ページ)をご参照ください。

■ 保険料の払込方法は、その全額を一括して払い込む方法となります。

■ その他の保険料払込方法として、保険契約者の勤務先企業等を通じて保険料を集金する団体扱や集団扱もあります。ただし、団体扱および集団扱による保険料の払込みにあたっては、保険契約者および記名被保険者に関する一定の条件を満たす必要があります。[その他のご説明](#)の「5. (3) 団体扱・集団扱契約」(11ページ)をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます。また、[注意喚起情報のご説明](#)の「6. 解約と解約返れい金」(8ページ)をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 **クルマの保険・ドライバー保険**

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

「クルマの保険・ドライバー保険」においては、保険期間が1年を超えるご契約がないため、クーリングオフはできません。

2. 保険金をお支払いしない主な場合

特にご注意ください

1 相手への賠償	対人賠償保険	○保険契約者、記名被保険者の故意によって生じた損害 ○地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって生じた損害 ○戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ○第三者との約定により加算された損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ○借用自動車に競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ○次のいずれかに該当する事故により、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ・記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に生じた事故 ・自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転中に生じた事故 ○次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ・記名被保険者の配偶者 ・記名被保険者の父母またはお子さま。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。 ・記名被保険者の業務に従事中の従業員
	対物賠償保険	○保険契約者、記名被保険者の故意によって生じた損害 ○地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって生じた損害 ○戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ○第三者との約定により加算された損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ○借用自動車に競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ○次のいずれかに該当する事故により、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ・記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に生じた事故 ・自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転中に生じた事故 ○次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ・記名被保険者またはその配偶者 ・記名被保険者の父母またはお子さま。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
	自損損害保険	○被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガ ○無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態で運転、酒気を帯びた状態で運転の場合にその本人に生じたケガ ○闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じたケガ ○ケガが保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額 ○微細に起因する創傷感染症(丹毒、淋菌性皮膚炎、敗血症、破傷風等) ○地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ○戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じたケガ ○借用自動車に競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じたケガ ○記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に生じたケガ ○自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転中に生じたケガ
2 おケガの補償	無保険車傷害保険	○地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって生じた損害 ○戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ○借用自動車に競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ○無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態で運転、酒気を帯びた状態で運転の場合にその本人に生じたケガによる損害 ○承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じたケガによる損害 ○次のいずれかに該当する方が自動車に搭乗している場合に、その本人に生じたケガによる損害 ・記名被保険者の配偶者 ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族 ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま ・被保険者の使用者のために、その使用者の所有する自動車に搭乗中にその本人に生じたケガによる損害 ○自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車に搭乗中にその本人に生じたケガによる損害 ○損害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額 ○微細に起因する創傷感染症(丹毒、淋菌性皮膚炎、敗血症、破傷風等)による損害 ・被保険者の使用者 ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。 ・被保険者の配偶者 ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。 ・被保険者の使用者の業務に無保険車 ^(注) を使用している同乗者。ただし、被保険者が使用者の業務に従事している場合に限ります。 ○次のいずれかに該当する方の運転する無保険車 ^(注) によってケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合 ・被保険者の配偶者 ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。 ○借用自動車に適用される対人賠償保険によって補償を受けられる場合 ○借用自動車以外の自動車に競技・曲技のため等に搭乗中、または、これらを行うことを目的とする場所において搭乗中にその本人に生じたケガによる損害 (注) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

用語のご説明

	用語	説明
約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の所定に基づき保険証券・保険契約締結証のご契約のお車欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
	借用自動車	次の条件をすべて満たす自動車等をいいます。ただし、「記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の親族が所有する自動車」および「記名被保険者が役員である法人が所有する自動車」を除きます。 ・記名被保険者が使用している正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理中の自動車であること。 ・自家用B車種、二輪自動車または原動機付自転車であること。
記名被保険者	記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券・保険契約締結証に記載された被保険者をいいます。 (注)1 クルマの保険・ドライバー保険」では、「運転免許をお持ちの方」とします。
	ご契約のお車の所有者	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。
	ご契約のお車を所有する方	車両保険により補償を受けられる方(車両保険の被保険者)をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金額をいいます。
保険金額等	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、保険契約に定められた保険料をいいます。保険料を分割して払い込む場合は、第1回目払い込むべき保険料をいいます。
分割保険料	分割保険料	保険料を分割して払い込む場合の1回分の保険料をいいます。
	払込期日	保険証券・保険契約締結証記載の払込期日をいいます。
補償期間	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・保険契約締結証記載の保険期間をいいます。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
	解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。
	満期日	保険期間の末日をいいます。
失効	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれその始期日応当日から1年間をいいます。
	失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
傷害・後遺障害	治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	後遺障害	治療の結果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的所見 ^(注) のないものを除きます。 (注)医学的所見、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる客観的所見をいいます。
損害額等	時価額	損害が生じた時点における同一の用途車種・車名・型式・仕様・初年度登録年月(初度検査年月)で同じ損料率 ^(注) の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
	修理費	損害が生じた地点および所において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、部分品の補修が可能である。かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるときと認められるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
	全損	損害額または修理費が、時価額以上となる場合をいいます。 ※1 車両価額協定保険特約をセットした場合は、ご契約のお車の損傷を修理することができないとき、または修理費が協定保険価額 ^(注) 以上となることをいいます。 (注) 保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。 ※2 地震・噴火・津波(車両全損時定額払)特約については、上記と異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。
	第三者との約定により加重された損害賠償責任	「無過失の場合でも賠償する旨を定める」「あらかじめ法律上の負担額を超える損害賠償額を定める」など、被保険者が第三者との間で損害賠償責任に関する約束を法律上の損害賠償責任を超えて交わすことによって加重された損害賠償責任をいいます。
自賠責保険等	自賠責保険等	自賠責保険および自賠責共済をいいます。
	ノンフリート・フリート	ノンフリート契約 所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険(自動車共済を除きます。)をご契約されている合計台数が9台以下の保険契約者が締結するご契約をいいます。 (注)ご契約の始期日が2013年10月1日以降の場合で、事故有係数適用期間が0年ときは、「無事故」の割増率を適用します。
	フリート契約	所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険(自動車共済を除きます。)をご契約されている合計台数が10台以上の保険契約者が締結するご契約をいいます。
	10台到達日	保険契約者が自ら所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険(自動車共済を除きます。)をご契約されている合計台数が10台以上となった日をいいます。
第1回料率審査日	料率審査日	成績計算期間内の損害率、成績計算期間の末日時点の総付保台数および前回の割引・割増に基づき決定されたフリート割引・割増の適用を開始する日をいいます。第1回料率審査日以降、毎年の料率審査日から1年後の応当日となります。 ^(注) (注)会社合併等、保険契約者の組織変更が行われた場合等は、料率審査日が変更となるケースがあります。
	第1回料率審査日	10台到達日に全車両一括特約をセットせずにご契約される場合は10台到達日の18か月後の応当日の翌する月の初日、10台到達日に全車両一括特約をセットしてご契約される場合は10台到達日の1年後の応当日をいいます。
	その他	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	危険自動車	原動機付自転車を含みます。
原動機付自転車	原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1,00キワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0,60キワット超1,00キワット以下の原付用の二輪車を除きます。)のものをいいます。その他のものは原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0,60キワット以下のものをいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	用途車種	ナンバプレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽・四輪)乗用車、自家用(小型・軽・四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。
	自家用B車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽・四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0,5トン超2トン以下・最大積載量0,5トン以下)、自家用(小型・軽・四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	所有権留保条項付売買契約	自動車販売等が有価証券に自動車販売する際、自動車販売店、金融業者が、販売代金の全額回収までの間、販売された自動車の所有権を留保に移す、留保するを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
	危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。(例)ガソリン、灯油、軽油、重油
	eco保険証券	保険証券・保険契約締結証をお届けせずに、パソコン等を利用して当社ホームページでご契約内容をご覧いただく方法をいいます。

● ご相談・お申込先